

先進繡像玉石雜誌

四篇

信

像

十

和書門			
一	四	五	五
函	號	類	
一〇	冊		

庫文閣内		
五	四	和
八	三	書
函	五	
一	五	
架	冊	號類

内閣文庫	
番號	和 43555
冊數	10 (-10)
函號	158 209

史傳載紀

新刊本

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり



先進繡像玉石雜誌續篇卷第五目錄

淺草文庫

伊勢新九郎長氏入道早雲菴生真景

同上傳

北條氏代記述者三浦茂正

今川氏親家督

備中國伊勢氏

興國寺城

孫子之間

駿河清水より伊豆松崎小浜を孤虚

一轅切

砂金乃直

待乃名義

陵戸

大見三人丸

武家役

比川取五川取乃田租

兩上板

陣僧

行軍太鼓螺

廿一條



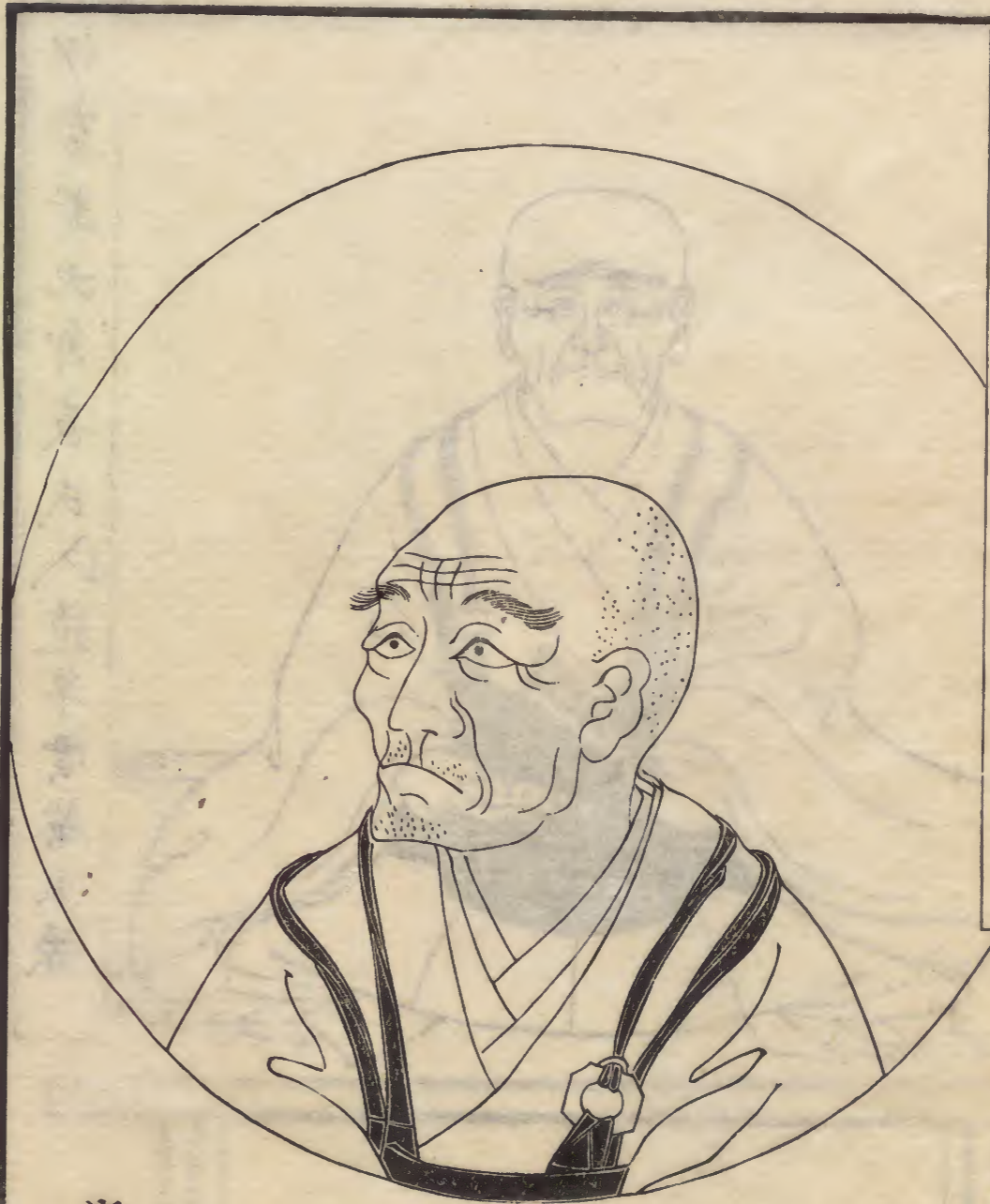
伊勢新九郎長氏入道早雲菴主像



Very faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

又

巨引鈴木氏藏



信元教寓

至四ノ五ノ一

伊勢新九郎氏茂入道早雲天岳瑞公乃俗姓を精しく尋  
 るる桓成天皇第三皇子一品式部卿葛原親王次代乃後  
 胤鎮守府將軍貞盛乃二男肥前守維將十八代新三郎  
 行長乃長男形里母妻伊勢備中守貞國乃女と云  
 北條又代記云伊勢新九郎後北條早雲宗瑞と改号  
 北條國ハ山城守治乃人也一説ハ大和守原と  
 小治里代乃先祖を尋るる昔伊勢國ハ伊勢伊勢守  
 平氏貞と云侍あり小松内大臣重盛公より十文代乃  
 後胤長と云く駿河國至今川次郎氏親京都へ上里公  
 方へ所礼中下國を至く伊勢守教乃息女を中後我妻  
 とか一具おハ駿河へ下里給ハぬ持子伊勢守教字

息駿河守照康と名付照康乃嫡男太郎貞次二男新九郎氏茂と号し二人乃子息あり何之由京都乃公方披へ仕へ是然不々御河様い法よりか例あらは御成々終るの世を早く御他界なり其後新九郎ハ関東へ下向乃思慮を廻らひ去は今川氏親ハ新九郎ためり娘乃史を也及新九郎駿河を志し下向也り朋友氏中を岡田道せんと荒木兵衛以多目控兵衛山中屋口荒川次郎火道寺太郎有竹右兵衛尉と共々七又云合兵國へ下向し駿河國に著たりと見也又代記ハ北條家譜代乃侍ふ三浦五郎左衛門尉茂云乃記せし如く茂云ハ永禄八年乙丑乃生也あく又云又年丁丑十三

歳の時又二郎左衛門尉茂信を表し茂云家を築北條氏改々仕天正十八年廿六歳乃時小田原不築城一落城の後之浦外閑居一年老々江戸ふるたり北條家の事を記し世に傳ふ今乃又代記也是如く後不東叡山の上は慈眼大師に歸依し入道し浄心と改む其の菴を浄心寺と名付今清水堂の地ニ在り殆ふふ普門坊乃地を改めら也今乃又殊樓の下池乃畔あく代地を賜りしが是巾御用地より上りかき給く代地物々かへさ由命ら也けふ不執事最教院晃海職を辭あく遷化し又周旋も乃巾如く浄心乃像をよみ本意乃弥陀を繪く普門院へ預けしと茂云の孫茂又り記

不見えく。茂信ハ永正元年成夜不坐也。十八年七月十一日。二浦新井城乃落。一と云ハ十一歳なり。茂信乃及を又郎左衛門尉茂忠と云。茂忠乃父を高信と云。二浦介時高乃弟あり。茂忠は二浦乃道寸と茂信とハ後身違と云へ。此條早雲乃卒れ。永正十六年ハ茂忠之十七歳かれハ。氏綱乃代子仕一人なり。氏綱又改十年ハ卒。一。氏康永禄三年ハ徳康一。元龜元年ハ卒。以茂忠氏綱氏康氏政の二代り仕。元龜二年ハ月九十歳多。卒。以茂信と云。ハ六十歳也。是ハ父子北条家の事實を関見せしと云。是く如くと云へ。以茂の記。是如く。微む。不是と云へ。是如く。茂忠共あり。云。

五十四ノ六

か如くハ伊勢伊勢守氏貞ハ小松内府乃胤子と聞也。今詳不伊勢家系譜を考へ。是ハ鎮守府將軍貞盛ハ男。子二人あり。長男惟叙。二男惟將。此系乃祖。三男惟敏。二男惟衡と云。惟衡乃子。越前守正度ハ子息多。一ハ男ハ少羽守正衡ハ平相國入道乃曾祖也。ハ小松内府乃高祖也。夫ハ正衡乃弟を衣系。是兼衡と云。季衡更ハ小松内府乃三男と注せ。一本ハ是と云。同と疑ハ。是ハ何れと云。是ハ実孫乃子也。以高祖也。乃弟ハ輩入へ。是。理を付也。是如。是ハ代記乃撰者ハ。此説を信せ。ハ。や別子據あり。や今知ハ。夫ハ次ハ氏貞と云。人伊勢系圖ハ所見者。ハ小松内府ハ代と云。ハ依ハ伊勢伊勢

守貞經乃之小也覺東云又伊勢駿河守照康と云人  
小系圖不見之按駿河守貞雅入道一之照安と号  
以照安を照康と訓一あふへ一伊勢系圖小照安入道  
乃子二人長子太郎貞次二男彰九郎氏茂とあり又代  
記あきつ依あふへ一氏茂永正十六年八十歳あり  
卒は永享四年壬子子生也一人なり照安入道卅七又  
一幸ふハ伊勢備中守貞國乃長子伊勢守貞親二男ハ  
新九郎長氏乃ち小氏茂と改むと之也西説孰も是か  
ふを卜らハ今川氏親乃室家彰九郎氏茂乃姨なりと  
云ハ照安入道乃姉妹あり伊勢貞長乃女なりへ一貞  
長永享六年辛巳女乃生年是より後あふへハらハ

物あつ今川氏親大永六年六月廿三日辛巳大里  
永享六年を距九十二年是氏親乃家督ハ文明ハ  
年あり新九郎氏茂は十歳乃時なり此頃乃京都將  
軍家ハ常徳院義熙公は是氏茂兄弟公方様仕人と  
云世を早く所他界と云ハ依ハ常徳院將軍家仕官  
せしと明け常徳院將軍家長享三年女又歳あり近  
江國鈎里乃陣中ハ薨去あり一弟也ハ氏親乃代ある  
之ハ論ハ一氏親家を襲と云十三歳と云ハ二十歳ハ  
長世一女乃史とあふへハ理取一依ハ氏茂乃姨史と  
云ハ又代記乃誤と知へ一小田原北條家譜ハハ相摸  
入道崇徳高時乃子相摸次郎時行也乃子小次郎行氏

其の子小三郎時盛と乃子新三郎行長伊勢備中守貞  
國の女了配し男子一人女子一人を産しむ男子ハ  
即新九郎氏茂女子ハ今川義忠乃室家とし氏親の  
母なりと云は況年歴子於て絶ふへ今是れ從人室  
町季世記子伊勢新九郎盛時乃子長氏出家後早雲  
宗瑞と云伊勢守貞國ハ外叔乃甥なり今川義忠ハ  
妹婿也氏親幼少頃中乃亂をり玉興國寺ハ富  
士郡そへ今川家より興ふと云由徴と以へ外叔  
乃甥と云ふよ是ハ貞國乃姉妹の子か教子や於後子  
詳ふまへ湯本早雲寺あり備中水島お生し  
立身の所あり康正元年都子上皇是利八代云方義

政より後ハ毎度武勇をあらと云と云と將軍家より  
賞給の沙汰了預らハ憤を發し衆教を退し駿河子下  
見今川氏親より從人と云里東雲革康正元年ハ早雲菴  
主二十日歳乃時ふし將軍義政云廿歳ふあり世給  
年形り備中國水島と云ハ海中乃孤島なり伊勢名字  
乃以國ハ住る長享元年江御供元乃伊勢掃部助  
盛頼因致ハ盛度同又七方り盛頼ハ伊勢貞絶ハ追照  
禅乃弟伊勢肥和守盛富乃後と云盛富ハ建長二年十  
二月又日年越河原合戦討死を其乃子を八郎肥前  
守盛種と云之乃子を禅正忠貞固備中守盛定と云盛  
定乃子を八郎貞興新九郎盛時と云盛時の子駿河守



貞通貞雅の初名乃養子となり又伊豆入下りて北條の祖  
となると備中伊勢の系圖に見ゆ。強きは海中水島外  
生息しといひ説也。徴をいへば今諸説を條  
舉ぐ。後の明者をまひ

京都將軍家子。暹迎し。江利河陣に供奉せしけり。將  
軍鈞乃里り。薨御立けたり。是に陣に諸士心々。放捨  
去り。新九郎も駿河へ下向し。甥たりけり。今川修理  
大夫氏親を頼り。おの氏親も是より興國寺の城を興え。と  
展所とかし。其邊を領せしむ。新九郎も乃時郎從二百人  
ありといひや。又代

江利河陣に陣衆交名。小伊勢長軍助。氏長と云あり。是

新九郎氏長なり。へきり。たゞ。將軍薨去。乃ち下向  
と云ひ。傳へ。あな。なり。何と。形也。は。常徳院將軍家  
の長亨三年二月薨去あり。新九郎氏綱。長亨元年  
駿河國より生息。長亨二年早雲庵主伊豆國より討入。並  
山乃城を取。と云ひ。なり。興國寺と云ひ。駿河國駿東郡  
原驛の東根小屋村と青野村の隣りあり。駿河の府を  
去。と。十三里六町なり。郎從二百人を扶持せしと云  
ひ。大抵。六十七百貫許の禄と知へ。大と。龜は。世鏡抄  
に。百貫の領主馬一疋。中間三人とあり。千貫。小冊人  
六十。七百貫。小二百一人。乃積と知へ。

新九郎氏茂。興國寺乃城に入。隣國を窺入。伊豆國小

おとよめは左馬頭政知卿の政事ありしと云く國人  
おとよめは地下入等くふしと云けく有根を傳聞  
由其實を云くつと云んか為る新九郎と云名を幼  
稚乃子息の讓り我身の病者をふらん齒生くふ半而  
越ぬ餘命いくと云けくつと云んか世を安く過  
く思人と云忽ち薙髪し早雲菴主宗端と云  
土肥清雲寺  
孫子用間乃篇小郷間と云内間と云及間と云死間と  
云生間と云又間あり郷間の郷人乃因縁し厚く撫  
くあを用人内間の其官人乃因縁し潜小間遣を通  
せしとあを用人及間乃其敵の同者乃来る小因縁

旧記不出

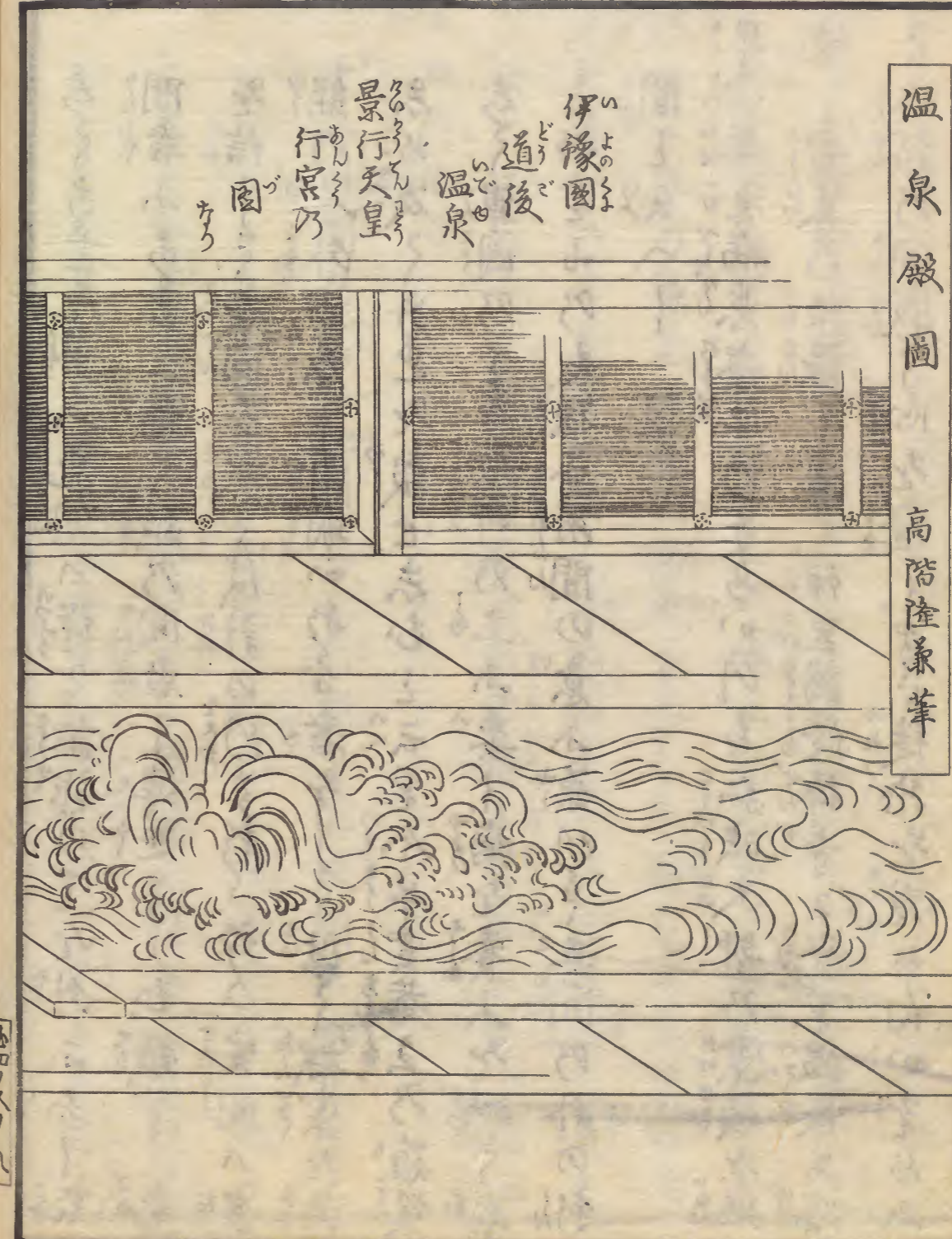
伊豆國  
君澤郡

あくあを利人死間の伴く誑詐のをを外おあし  
間者小あをを知く敵乃間者了傳泄さく玉敵を  
を信しと吾間を殺さ及計のゆをたけり生間ハ  
能乃人外ハ愚く内明か知る者をく往く探索を為  
志め及くあをを報せ志むと云里今早雲菴主乃薙髪  
志く軍國乃を幼冲乃主小妻し病を養人を以て名  
と知る由乃孫子用間の意小原川に五間乃外の新  
間と云へし  
早雲菴主病患療治乃志めか川に弘法大師乃靈蹟を延  
禮し當来乃結縁了と云伊豆國修禪寺に登り温泉に浴  
く山巖乃閑寂し心を澄しゆく徳を慰めんか志め小

温泉殿圖

高階隆兼筆

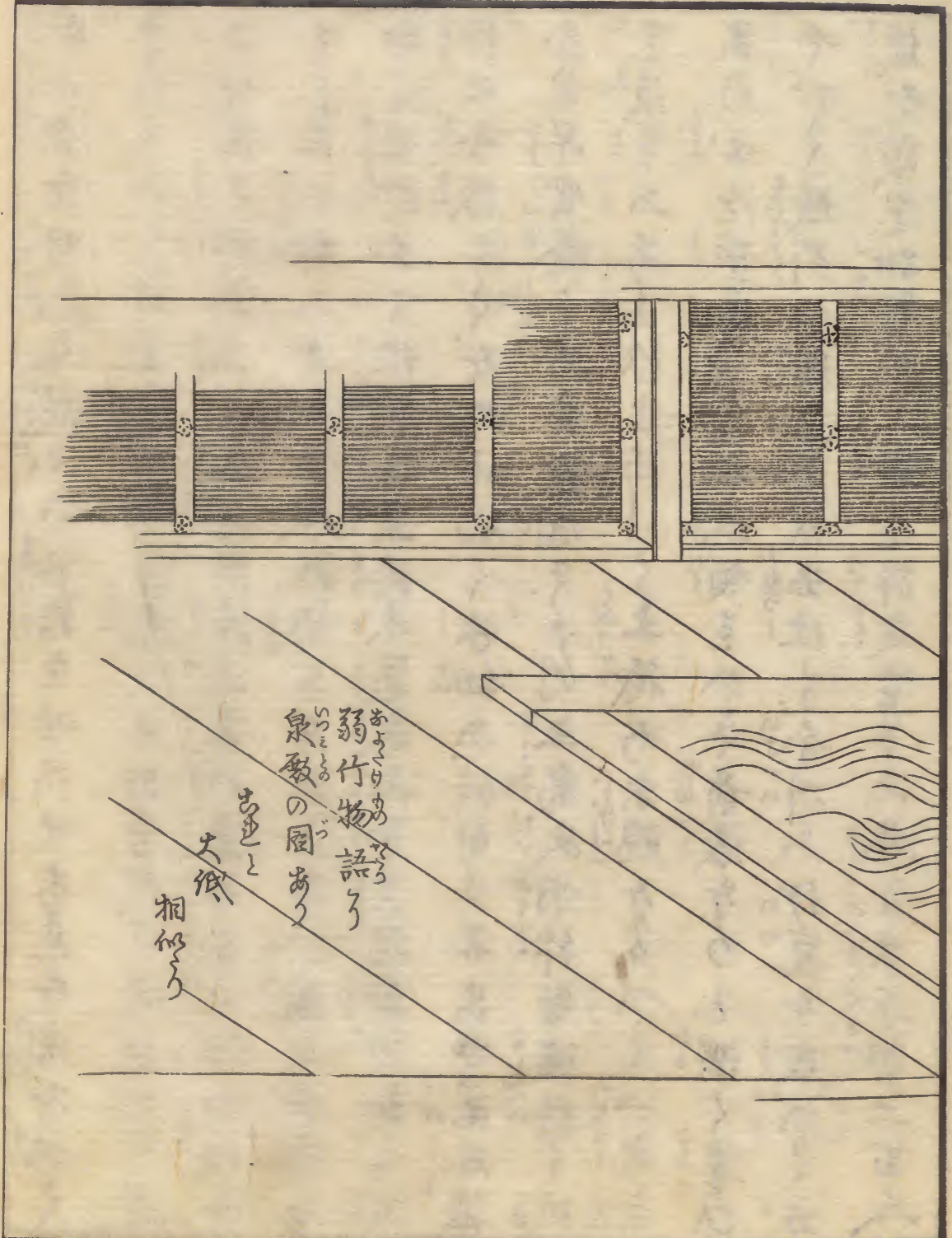
伊豫國  
道後  
温泉  
景行天皇  
行宮乃  
圖



四ノ八

あやうりあやうり  
弱竹物語  
温泉殿の圖あり

あせと  
大抵  
相傳り



松山熊を呼入よびいれく思おもひく乃物終ものつひをせしせあをを関せきを以もつて  
を乃のみとせし意いあをを者ものとち形かたち色いろ及およびとて人ひとかくり  
不伊豆ふいづ三郡さんぐん乃山やま々々乃遠近えんきん高低かうた東南とうなん西北せいぼく乃行程ちやうりやうを  
せし兄いぢ一郡いちぐん乃十人じゅうにん廿人にじゅうにん乃侍さむらいをあせとち一國いっこくを管隸くわんれいせ  
魚いさなを將帥しやうすいかく佐倉さくら梅原うめはら終木しゆうき富永とみなが山本やまもと言橋ことばし村田むらたかど云  
侍さむらいの分限ぶんげんあぐをちち好このく子細こさいおはげくお出いせ思し議ぎ  
お也お早雲さうん菴あん主しゆあをを関せきを以もつて三島さんしま史し明神めいじんを遥拜やうはいし  
と徒事たごおあぐはまゆまゆく土祇つちぎ乃示現しげんをるへし一宣いちせん吾われ  
お乃の必かならずを取とり諸侍しよさむらいを統領しやうりやうせへき前表ぜんぎやうなりと深く喜よろこひ  
やかく駿河せんがほへ歸かへり府ふへ出仕いだしし今川いまがはお伊豆いづを取とり方かた  
便たごを談だんり加勢かせの人数にんごうを評定ひやうぢやうせ多おほく菴あん主しゆ云いひ手勢てしやう二百人

一四一ノ九

杖持ふぢ一置いく以もつて孫まごおそくは二百人にひやくにん乃加勢かせをたまふま  
へ伊豆國いづのくにをそそく切取きりとりく系からせんと云いひ氏親うぢちか元もとを  
菴主あんしゆ乃計策けいさくあかおとを知しり勇士ゆうしを擇えらむ二百人にひやくにんを加勢かせ以もつて  
菴主あんしゆ大おほく喜よろこび清水しみづ浦うらより大船おほせんぶね十艘じゅうぶね都令つがやう又また二百人にひやくにんの  
兵士へいしを乗のり籠かごとひく順風じゆんぷうを帆かをあけ明晨あけがたお湊みなとを發はつし日ひ  
中ちゆうお伊豆國いづのくに那賀郡なげぐん松崎まつざき仁科にのう田子たご安良里あきら乃汀なづなお着あ船せん以もつて  
比海ひかい上かみ十八里じゅうはちりに時ときむらおせ失あはれり出い乃船せんお旗はた  
をたぐ兵士へいしをか甲冑かこうを帶たいせしは濱邊はまべ在所しよのち乃共とも  
以もつて外ぐわいお周章しゆうぢやう親おやを子こを携たづへお暇いそかく老おいたおち推おし  
なきち日也ひちさそおと山嶺やまね谷たにへ逃にげ入いたり命いのち生なんを  
世よい乃里のり乃の代しろ

記

信元竊小早雲菴主乃兵を用ひらば一、天時を考ふ不  
小駿河國興國寺より伊豆國北条より辰乃方不當る但  
北条より改知郷乃居處形よりあはれ討つ克をを得る共  
兵士を傷るる多しあはれ一、然し一、必伊豆を得へり  
松崎仁科由子安良里より北条乃鄙ふ一、去也を討つ  
兵士を傷らば一郷一村を得るは是を保へ一、依る先  
兵を清水に發せしと知る清水より松崎より辰乃方  
とへく興國寺より北条より向ふと同し此也是年七  
月乃より去らぬ孤虚法より七月午時孤虚法より辰  
乃當ると云清水を孤となせば虚を松崎仁科由子安  
良里より菴主より孤虚法を用ひる兵を進めしと

一、四ノ一十一

知へし孫子小夫兵乃形去也を味く象る水乃形去也  
高を避く下を趨く兵乃形去也敵乃實をさけく敵乃  
虚を撃と云北条より延弱乃将率を去りて是は  
云と小猶國乃都なり敵の實地なり松崎より沼海乃邊  
疆より一、所謂敵乃虚地なり菴主乃兵法孫子より原の  
と一、と又推し知へし  
菴主乃兵より百人取より陸より上り里川陣屋を苦草より掛  
く是より入る住し五所より高札を建てる三條を約と  
禁制  
一、ある家より諸道具より手をかき除事  
一、一錢よりあるより何より取事

一伊豆國中の侍并土民も並に其位處を去事  
右條々限停止せしを畢り違犯乃輩出せ給ふ於  
を在家を放火せし者なり仍執事如件  
かく菴豆の兵士村々を打めぐりて見給ふ咽屋と思  
ふ事と出給ふ人乃けり此の如くは何者哉と檢察る  
病者なり壯健有り者の資財雜具を荷擔し之乃與へ  
と退ひ給ふ我等も病疲り一足巾ひひ給ふ給ふ斯く  
以形りと云菴豆を問不便乃と形り見給へる非  
とく良藥をあぐへ兵士をわく者病せしむ出乃療養子  
依り兼平乃病人半愈し命拾ふと里と火およ給ふ以  
御恩いひのせりかば報せしと云菴豆を信仰火つ

四のナノ十一

形り以退夫を親族をたけ給ひ顛末を語りけるは早雲  
菴豆首を獲威の曹を蒙り以體も嚴莊乃鎧を被玉へを  
あけけり鬼神の如く見え玉へと内心を慈悲乃菩  
薩なり我々も命乃親子中一命を獲急ぎ玉を下り  
親や子乃命助かりて我術れを中よと云先皆山溪を  
出て退く我我家か庵も還魂の思を寄るに悦びり  
菴豆伊豆入乃を先三條の法を立らせしを漢の  
高祖秦子入る之章の法を約し秦乃苛法了苦く民  
を濟せしと意と同一具一錢了當給ふ乃何あく取  
以事と云ハ隋書刑法志ハ高祖開皇十七年一錢以上  
を盜者皆棄市と云ハ原川り也り開皇十七年の皇

朝乃推古天皇六年丁巳の歳小治部長守上里八  
百九十二年前者菴皇人乃國子入我從卒を戒め  
一錢以上乃若をたし取去め以然して自己一國の人  
心を取謀となし出せよ里々々戰國乃英雄一錢切と  
云法を立て以て行軍良を害せり同とおせ但一錢乃  
價小治部物との當時何等乃品みやと云の文明又七  
年の興砂金十兩錢廿貫小賣買よ親長卿記をよび  
小槻長與宿祿記小見也十兩の即今乃に拾又錢守り  
又内家文明十六年又十又錢を廿貫小交易せると  
月乃下知狀りる也  
さか一文小金二毫二絲五忽なり又享徳元年大倉寺  
堅義日記小箇金剛に文にらくの又文捨扇丹又文餅

米田牛一并田合又百文とあり一牛の代百廿文。七  
有奇ふく一文小八勺二撮小治部以頃乃量り六十二  
寸半の積を是は今京升の九合六勺奇を一升と以然  
を以勺二撮ハ今乃七勺九撮奇小當里百文九十七  
升六合二勺なり當時金錢乃貴きとを思入也  
是を同法に趣く又里十里地方の者も悉くさたり  
あはは其庄其所乃侍  
其莊との某庄と云義あり私領あり納云以上乃封戸  
を云其所との某所と云意あり國府所管の地を是は  
御領なり侍との職原抄又位六位乃侍と云下北面  
と云諸司官人と云親王大臣以下諸家恪勤乃云と





吉山陵圖

大和高市郡  
字 岩屋山

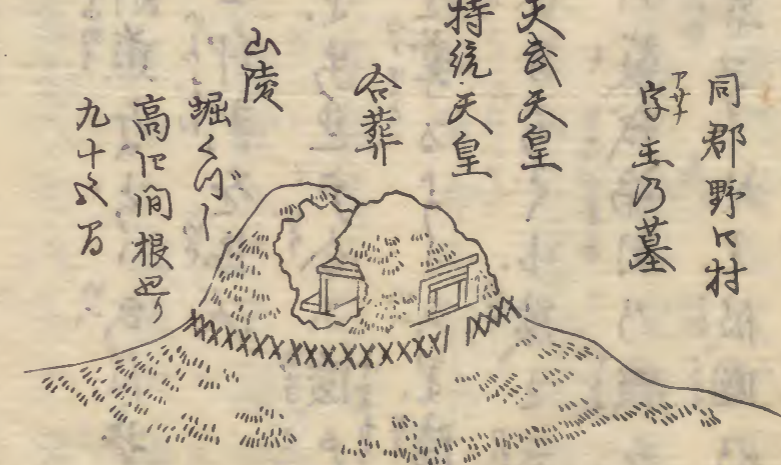
齋明天皇陵



高十四間  
根号 百四十二間  
垣号 百十六間  
内ニ石棺あり  
高三尺二寸 横三尺  
長七尺六寸 厚八寸

同郡野上村  
字 玉乃墓

天武天皇  
持統天皇



合葬  
山陵  
堀号 一  
高十四間 根号  
九十六万

垣号  
二十八万  
門は三尺四方

御棺を山小築出めしゆるか故小  
所葬の日山作司を任せしゆか  
あり

文武天皇

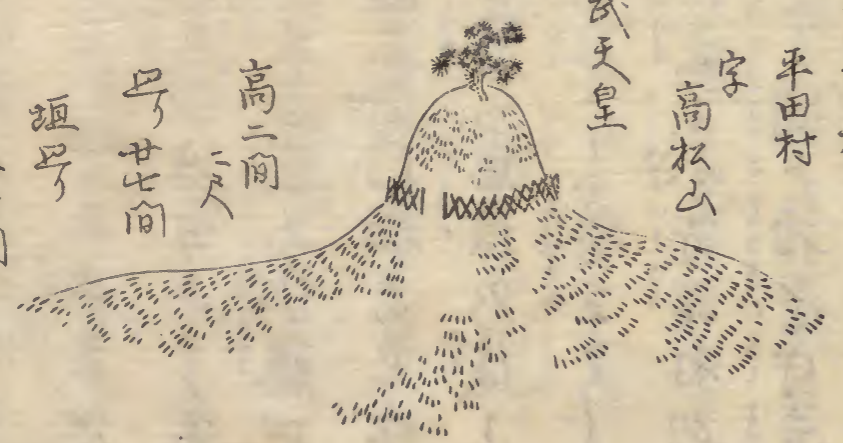
同國  
高市郡

平田村

字

高松山

高二間  
号 廿七間  
垣号 廿七間



同國係上郡

法花寺村  
字 宇和郡 意山

元明天皇

高 廿九間  
根号 二百  
垣号 百十六間



此圖元祿十二年  
二月廿八日繪師  
三郎左衛門秀行  
命依之記せし也

を守家と云陵戸と由云

菴主伊豆不入あんま いづ ぬり七日かぬりハ病者びやうや乃ため不滞留たいてうしと愈く三  
十日とちゅうたかまふ佐後さご日郎兵衛尉ひらうべゑをを先まへとして國中こくちゆうの  
諸侍しよし大形味方おほがたがた方かたふせくそく里奴

伊豆志稿いづしこう不佐藤四郎兵衛尉さとうしやうべゑ梅原六郎左衛門尉うめはらむろさゑもんべゑ佐辰

藤左衛門尉とうざゑもんべゑあをを田方郡大見郷三人たがたぐんおほみごうさんにんと云とあり

佐藤の忠信さとうのちゆうじん乃後と云梅原を聖廟せいべう乃齋さいふく菅原氏すがはらうぢと

云たぐし菴主あんまそくそく着船ちやくせんありし松崎まつざきより大見郷おほみごう

不至ふしる今所謂いまいそわぬのさ越こえと云山道やまみちを徑へくとあらけ

あし開戸播磨守吉信せきぎどそうまのらきよのぶ父子ふち又人を乃のせが居城いじやう深根ふかねと  
云如いふごと不引ひき出でしと六七百人ひゃくにじゅうにひゃく人を隨まへ矢倉やくら搔楯かいたてしと居ゐる

を一時せめり責おとし吉信よしかのぶ父子ふちを首くびとしと居城いじやうの男おとこ

女め千餘人ちよりのと一人ひとりも残のこさぬあをを殺ころしと武藏ぶさうを示しめし楚その

翌日あした北條きたじょううおしよせ堀越ほりこし乃御所ごしよを燒討やきうちふし御所ごしよハ防

戦せん乃術じゆつを失うしなはせし浦うらをさしと落おちふし

今按いまあふ堀越ほりこし乃御所ごしよと云ハ伊豆志稿いづしこう不北條きたじょう乃西ハ幡

ふ乃北きた今畠いまはたとあり御所ごしよ内うちと將しやうと水道すいどうを去いしと西にしと

よの堀越ほりこしと云とありあを後ご三任さんにん左馬頭さまたう政知郷まさちごう乃

御所ごしよ形かたちハ政知郷まさちごうハ普廣院ふくくわん將軍しやうん義教ぎきやう家け乃末子すえこふく東

山左府やまざふ義政ぎせい乃弟をてそめは矢野寺やのてら不入ぬり香嚴院かうげん乃唱

食くたはしハ長祿元年ちやうろくげんねん乙月廿六日おつげふにじゅうろくにち還俗くわんぶくありし左馬頭さまたう

不任ふにん關東かんとう不向むかうしと所ところ不住ふぢふ人ひと物もの不延ふえん

徳三年正月又日長子茶々丸御曹司乃ためお傷寒あ  
り行年又十七けご一亂倫の因り一朝一夕乃てお  
あり以堀越乃家政久しく整理せ以又子夫婦嫡庶の  
分定ありざりか故なり詳ふ兵家菴豆の俸食を蠶  
食せしむ是依り去りまど小松勝お入る其の年  
直小此條を取しおあり以其乃説冗長なるを以て  
あつる畧と

菴豆よりぬ菴豆の任しのおり此條乃亂を討し一國平  
均小治ありしかは堀越乃知事附たり其を菴豆乃臺所  
領し加え其の他あり分り地頭をありためら以て爰  
おあり國人の以りか菴豆を此條教と稱したり

菴豆伊豆を取し地頭を改補せ以君澤郡之津松下三  
郎左衛門尉江梨乃鈴木兵庫助出肥乃富永三郎左衛  
門尉那賀郡田子乃山本右郎左衛門尉加茂郡雲見乃  
高橋將監妻良乃村田市休なと云り其の本領を安  
堵し相与り境域を守り以て菴豆乃服事をたとい  
の太公望齋を治めり其君臣乃禮を簡し其俗を  
従ふと云し同一事なり

菴主諸地改をい所免り云國主乃為小民の子なり地頭  
の親なりあはれ私りあり以往昔より定まり道なり  
かあを世にを無ざらんや世焼末におよび民家破深く  
あつる百姓年中の耕作を檢地しに川もなき所をえ又川

有といひかけ取出乃外史抄棟別野山乃役をわけあ  
らたかほど乃物をおし取代  
信元云あま上校家収斂乃大槩をうけひあかす是  
とを耕作を檢地し取と云は年々稻乃榮衰を見  
坪刈し然し納貢を定むか形蓋令前租法と云は  
大寶元年より前の法あり  
舒明天皇十二年不定め  
ら地川か處形り楚乃法より六尺四方乃地を得る穀  
を民一日乃食不充て三百六十日お三百六十尺正  
方乃地といふ尺四方乃地を得る穀を量也は方六寸  
深二寸又分あり即今伊勢大神宮に現存し伊  
勢安東郡尊當沙法文子寸法を志於世に量今乃升

一升三合九勺有奇を容以穀を搗く米今升乃九合六  
勺有奇を得べしと較定る年々豊耗ありと七省を以  
て穀三石六斗乃中より一斗又升八合四勺を租と名  
付く公お収め餘三石四斗四升一合六勺を民乃有也  
楚乃他子調庸を収め總く十分乃一不當法あり  
大寶元年新令を頒たし後方又尺お得る穀を法と  
かきせし乃之を釐く十分一乃法を改めら形し  
形しすく慶雲お改定ありしを金令前乃法不復せ  
らせしめ延喜式由出乃定ふたのみ形し又量通  
ハ爰お鎌倉末幕下乃制お又十分一乃武家後と云ふ  
累にあり一段乃地より又升乃米を其國の守護所子収む

ふあせなり。是を守護兵糧料と云ふ。是は伊豆國の  
田二千八百十口丁抄 拾芥乃段別又升ハ千七百七石  
今量千三百六十二石二斗一升形。今儀法云ハ  
百九十二俵一斗奇を伊豆守護職乃收納高と以ての  
後京都將軍家乃も先ハ以定かす。ハ皇統南北と  
分也。天下擾亂の際國々乃租貢運上乃路絶。國の  
稀穀を食く。地頭乃有となり。終ハ檢地收斂乃法を立  
四川取とハ一歩六尺に方乃地乃稀ハ合三石餘乃  
米を獲を十分。六分を民子與へ。二分を上取と  
云然ハ一段三百六十歩ハ一石八斗四升八合を獲  
六斗一升九合二石餘を公ハ納め九斗二升八合ハ

餘を民ハ與ふ。形ハ五川取とハ一歩六尺に方乃地  
稀ハ合乃米を獲を十分。六分を民子與へ。二分  
を公ハ納め。一段三百六十歩ハ一石八斗を獲。九  
斗を公。九斗を民ハ納る。形ハ地を又川取乃地ハ  
川分を收め。川取乃地。て川分を收め。民を  
富しむ。早雲菴。胸中の秘と志ハ強し。  
菴主伊豆を平け。北条不入。む。遠江守時政乃舊跡を  
修め。居城と云。ハ皆人北条敵と云。菴主大ハ悦  
。曰北条家関東武士乃棟梁と云。九代繁栄百又十年  
乃久。きを經。我あせを求め。諸人。乃名を  
よべ。我由平氏。ハ由平氏。乃。我彼政を續へ。

か都て神慮子任せてんとく云島丈明神小系義通叔  
ありふ思儀乃示現を蒙也里所を何と申思日か也以  
叔乃大樹二本あり其根を籠一竹出来と出乃叔の樹  
を喰倒してけり夢醒る大夢をよびけを向の叔乃二本  
大山内扇谷乃両家をくべし其色を討滅せば子歳乃大  
将なると灼馬と我判りしけり菴主永享四年壬子小生  
ま是はゆくと渠ありし神諭やと聞人がたふ了笑まけ  
て心まおしと我居まりける  
山内乃上叔相摸守顯定ハ越後上叔民部大輔房定の  
二男たり寛正七年二月十二日山内乃兵部大輔房顯  
武列五子乃陣中ハ卒せしが家を継ぐべき一子あり

是ハ於く山内乃老長等顯定を迎ぐ山内乃家督と為  
應仁元年管領子補之時ハ十口歳たり早雲菴主卅六  
但當時鎌倉山内乃館小住ハ武藏國那珂郡本莊乃南  
五十子子陣せしけり文明中上野國緑野郡平井子城  
之居扇谷乃上叔修理大夫定正ハ彈正少弼持朝乃  
男たり持朝鎌倉扇谷の館を棄てて其武藏國岩槻川  
越兩城を築てあつた處に定正乃兄顯房康正元年正  
月余瀨みて自害し子ハ弟政真を以て後とふ以政  
真文明八年生害して又子ハ依て定正とて立て嗣と  
以定正ハ文安元年甲子小生ハ早雲菴主扇谷乃往昔  
鎌倉乃持氏卿ハ從く後深道場みて自害せし彈正少

関八列伊豆圖

早雲庵主高國寺  
 よし起り豆列を平け  
 相列を并せ西上坂と  
 戦ふ諸城の方位大依を  
 あふ掲示

北条家全く関八列へ  
 兵を賦せしハ氏康の  
 時より以圖を以て  
 推考せし



弼氏定乃曾孫か也は古河成氏朝長持氏卿の子親しく  
思て也山内を持氏卿乃仇たか安房守憲實の後か也  
成氏朝長か也を討じて父兄乃讎を報ひんと望  
て我か也西上扱相争ふ根元なり

明應三年十月又日上扱定正又十一歳ふて率以家督の  
子かゝ依く兄刑部少輔朝昌の子朝良を養子としく家  
を嗣くむ朝良弱一家老権を弄く公國亂多し山内乃上  
扱頭定の時か口十一歳將畧威力と由り強壯形り是か  
於く早雲菴主兵を相摸み出く小田原乃城主大森筑前  
守實頼り三浦導寸と三浦荒井城を戦ふて小田原小勢  
の無を時としく急か攻落せ

小田原城主大森實頼の儀因三司後京伊周公十代  
信濃守氏頼入道守柵菴明昇乃長男か足氏頼の鎌倉  
持氏卿不従く功ありはとる氏字を賜ひくと云史  
より相承く成氏朝長不中従ひ扇谷乃上扱と中親  
かりし形也

早雲菴主も小田原乃城子入て手とつ先了上扱朝  
良乃實父刑部少輔朝昌の年久しく任をりけふ相摸國  
高座郡大庭城を攻落し引續いしく三浦陸奥守義同入道  
導寸り菴主大岡崎城を圍けあす導寸あらえん城を  
落く恒吉城ふ入菴主いけいし押寄せめしかば爰を中  
打落せ也鎌倉みく一合戦あす叶えん三浦乃郡秋谷乃



火くむを止み去りて支からくして新居乃城子楯籠不  
ふ小菴主をくんぐ佐原山を打越終了導寸父子を滅し  
去らば今を相摸國八郡乃甲乙人よか打ひて小田原  
へ出仕しけは菴主兵を起し二十年がうち小伊豆  
相摸兩國を平均かしくけり

菴主乃兵法孫兵小原川をさし加へたり風土自然  
乃妙を以て以元弘建武より以降國東乃兵士陣僧と  
稱し諸寺乃僧を隊伍より列しより飛脚を諸寺乃役と  
かきけふを菴主とくく停止せらば駿河沼津妙海寺

一 諸寺

傳入を菴主袖判乃  
文書を以て證せし

一 陣僧事

此一事佛小淫をふ

一 和御事

似く去からん全く豆

衣袋を海舟を表す族

五々六六の法を考也仍

物重也仍

永正生し六月

沼津妙海寺

螺太鼓を用ふ事  
を軍防令了鼓角乃二  
川を用ひて遺制と聞

由是と申其法式を立らば菴主を以て見と  
を以て信元嘗て其畧を聞り行軍旗本を以て申ふ  
置前後左右乃に備を懸し中軍の大手小矢倉をよて  
太鼓を掛時を計り去也を成し中軍に螺を帶させ

北斗を觀く矢倉子丑刻乃太鼓を撃ハ中軍螺をふく  
あせを一番螺と云次子惣陣あせ小應一々螺を合  
兵士起く度度さへ一演刻乃太鼓をうては中軍二番  
螺をふく次子惣陣あせ了應一々螺を合せ兵士を  
食事をかハ刻乃太鼓をうては中軍三番螺をふく  
次子惣陣あせ小應一々螺を合せ合せ畢く前左中  
後と次第子立をらみと形りあせ行軍乃式形り  
記ハ云外と云乃外陣列隊伍乃法式書あり文長きを  
大同小異ハ云以く累と

菴主豆相乃壯士を收め威をうやく關東小振入ハ川長  
男新九郎氏綱嫡孫國王丸後ハと三世乃喬華志と云

繁昌乃色をあらとけふ後と云若く人乃為おとく廿

一糸乃教訓を迷ら教ぜ乃第一小佛神信ハ中應き事

聖徳太子憲法第二篤く三寶を教へ吉備大臣私教類

聚十三佛法を伝むへき事貞永式目第一子神社寺塔

修造乃之を載ら也一意了原川と一取らん是等と云

今ハ神祇佛尼を首子置也一餘意乃云

第二ハ朝ハ早起第一子夕子又ハ以前子寢定べ一寅

の刻子起行水おのそ一身乃行義を整ぜ乃日の用所妻

子家来乃者共子中付さく云以前子出仕とべ一第ハ小

手水を川もぬ前子厠より厩庭門外まぐ見込まハ

掃除せへき所を相合乃者ハ言付手水をぬく也入燈

第九 又小拜をさるゝと身乃行なり

九條殿遺識子先起く属星乃名字を称さるゝ七遍と  
あふと同意方あべ

第六 小刀衣裳人乃如く結構子有へと思へ切つ以見  
苦しくかくと心得へ。第七 小出仕乃時々不及せ  
生宿所了有へと思ふ共髪をば早く結へ。第八 小出  
仕乃時む休と御系へ系あへりす。

魏曹操乃人己を危ふくせんとを教時己輒心動く  
と云所親の小人子刃を懐ふ一末ら去めてあせを斬  
又我眠中みごり近くへ切つ以近川かは便人を斫  
む亦自由知さ左右深く慎へると云後小陽眠て見辰

まはは所幸一人以替この被をりく覆ひて因便斫

殺さるよと眠て小左右敢近くゆ乃形か足るとかや

世説小 或は呉越乃銭武肅王假寐せし時前小あふ爐

火燂湯せし童子側子侍さあは沸湯乃寝を驚かせ

むてを恐色連子水を以て洗きしを武肅窺見く是童

子を殺せしと歸田 あふ英雄乃意と合せ見く菴主乃文

武兼備せしを知へ

第九 小仰出せ新く一とあらは遠く小祇候中大耳共小  
まをく唯と以返辭を中頼り小系へ系以側へまひよ  
謹く承せか登し第十 小所通りふて物語なとき休人乃  
あふ里う居へり以傍へよあへ第十 一 數多交り

事かかると云事あり何と申人う任をへり形り第十二  
サの間あらば物の本文字あふも乃を懐ふ入以孫り人  
目を忍ひ見へり第十之宿老以縁了祇候乃とを腰を少  
おしと手をはし通ふへり第十に上下万民小對一云  
水向虚云々中へから以第十又軟道おと人む手小賤  
學入盈一第十六奉云乃隙ふ馬を乗習入盈一下地を  
違者小乗からひく用若手綱以下物古さへり形り弟  
十七良友を求めへりは手習學問の友也悪友を除へり  
は基業基苗尺八乃友あり第十八宿ふ海らば廐面よ  
うらへ廻り四壁狗寶を塞き出いら入盈一第十九又小  
六時小門をえくとたぐ人の出入小依く閑閉せへり第

廿臺所中居乃又の廻り夕々我と見まはり學く申付弟  
廿一文武多馬の道を常形り記きたる及むん文を左ふ  
武を右ふ武教を古乃法業く備へまんハ有へり以  
漢書公孫弘傳小守成を文をよふ一遭遇を武を右ふ  
まと云又檀弓註了表ハ尚右右ハ陰あり吉乃尚左左  
ハ陽ありと云武ハ凶器故ふ菴主右文乃聖誥を反用  
あましと同也  
菴主よく兵士を教導しちて農桑を勸耕せしかは豆相  
乃地下人衣食足て父子夫婦兄弟和睦して夕日出乃時  
関東乃公方と諸將乃馳走しなれ古河乃御所左馬頭政  
氏朝長嫡子高基朝長と父子の間和せ以あはは政氏朝

北条家璽章

禄壽應穩



或云禄北壽條應早穩乃假音一  
 かりと云さゆあらん。録倉比企

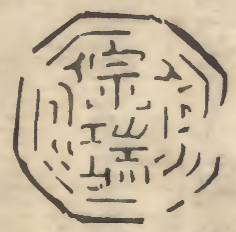
谷妙本寺小庚寅正  
 月十四日乃筆書小  
 式印を捺大ふあり  
 享禄三年庚寅形り  
 氏綱大ふと論あり  
 菴豆廻一々十二年  
 かり。菴らハ菴豆乃造意をふへきハ桂林漫録

應瑞と訓ハ誤かり

龍



宗瑞



早雲菴主の印と云

北条家大永享禄天文  
 乃筆書小捺大ハ氏綱  
 龍虎乃印と云ハ前の  
 虎の印と是とを云り

臣乃二男生實の義明を寵愛法不道たり一故也  
とく父子乃親睦也兄弟乃和睦終るは夫婦和せ以君  
臣度里蕭牆の亂より邦城若禍を醸ま上於兩家ハ元是  
管領乃驕氣を以て豺狼の暴戾を御ま故不與奪常如く  
民を養ひ國を富ひ一瑕あらず其た乃諸將た良戦入  
て地を廣むを専とせむは菴主は是と及して内  
訓諭を敷外子恭儉を施せしめ天に開く處人の支入  
へさるあらず永正十六年八月十六日八十八歳乃上壽  
を以て卒はしめり不興國寺一城乃主より起り豆相乃  
二列十一郡九百卅六村廿九万二子六百又十三不乃地  
を有以緑壽とよみ金一と云へ箱根山湯本不葬す

早雲寺殿天岳宗瑞大居士と云

鎌倉右大将頼朝卿乃兵を起せや高倉宮の令旨を奉  
て其身累代乃將種ふし々舊河部乃兵士を催促せしめ  
形り然も不橋乃敗績僵木乃奇窮を免せ玉を以て持  
院將軍尊氏數々軍を破らば單身馳驅志く九列の外  
不遜也夫も光嚴上皇乃院宣を得て始て兵氣  
振ひ將畧伸ふと城得たり抑帝威乃烈夫も武徳  
乃剛も処あるか一張乃宿紙何乃力かあも蓋衆心を  
一致し威權を張るる為なり所謂力を以て人を服せ  
るも乃かも然も右幕下廻るる陵土未乾かざり長  
子幽殺せり也二子暴傷し胤嗣断絶以將軍捐館の後

數年すねんから以實じつ逸院いつえん將軍しやうぐん義詮ぎせん卿きやう南軍なんぐんのため了京きやうを落おと  
さす上皇じやうかう賀名生かみう不幸ふくじやうせらる也と由よし後人ごにんとある人  
諸大將しよたいしやう強勢かうせいを以もつ威いを逞たくまくせ也と由よし制せいを教かう王おう能あたた  
以い加之か天壽てんじゆを賜あづへ以もつ早世さうせいなり兵馬へいば乃なり威い推お中ちゆう入いして  
熄ひふ也か一ひと鹿苑ろくえん院いん將軍しやうぐん義瑞ぎずい幼冲ちゆうしゆうあして職しやくを讓あづ玉たま以  
出いか及およ幕府まくふ乃なり大小たうたうをばく管領くわんれい不決ふけつ一ひと終つひふ其任そのにん後ご  
と抗衛かうゑをゆる至いたふ法はふ家懐紙書けかゑししよ折しやう營えい乃なり威い控おた京畿きやうき  
經きやう神しん緇し林りん乃なり間ま入い行ぎやうを移うつり乃なり關くわん西せい乃なり梟賊せうそくと成なく海かい  
外ぐわい入いる倭寇やまう乃なり醜しゆう巖いんを放はなす乃なり為なと云い共禁きん遏あつ是こる  
力ちから取とり冠服くわんぷく令しやう根こんの重賂ちゆうろを受うけ日本國王にほんこくおう乃なり封冊ほうぼく乃なり穢し  
りきを以もつ壹岐いつき對馬たいま乃なり海賊かいそくの巨魁きよけいを擒とらへ敵てきを

與人ひと鎌倉かまくら右將みぎしやう平中將へいちゆうしやうを南都なんと僧侶しやうりよ不與ふよへらせしとき  
敵てきみ下手人げしやうにんを渡わたせ法はふや有あと議ぎせし者ものあり僧侶しやうりよ由よし亦また  
人ひと乃なり囚いを受うけ勇ゆうとせふ乃なり是こる以もつ云いはせ也乃なり於お我國わがくに  
の内うち乃なりと云い何况いかん也也や西蕃せいばん乃なり外國ぐわいこくなり鹿苑ろくえん院いん將軍しやうぐん  
治世ちせいの失道しつたうを疏そつ乃なり在ありませし故ゆゑせし一ひと徒たも虚器きよき  
を膺うけて空位くうゐを立たて乃なり之こを然しかし後のちに授あづ長ちやう城じやう關かんして  
家督かとくを争あひ兵馬へいば乃なり推おす乃なり陵夷りやうい去いく言いふたら以もつ關かん  
東とうの政まつ事こと也と頓とん頓とんせり乃なり之こを爰あに菴あん室しつの江列かうれつ曲陣きよくちん  
乃なり散兵さんへい乃なり之こ柳營りゆうえいの政まつ事こと也と乃なり將威しやうゐ乃なり振おす所ところを見み  
て東下とうしやう以もつ不智ふちと云いべり乃なり今川いまがわ氏し不依より一城いちじやうの立た  
とある年としをくみ乃なり又また十堀じゆこ越こ乃なり政まつ乱らん也や民苦たみくるむを時ときと

て兵を起し、民乃疾苦甚か、処之、以て、あせを安し、偏不  
湯衣乃跡、小習、く、治を施し、舊條乃聚、飲を廢て、新制  
の薄収と興し、是を以て、民繁昌して、國賑ち、く、至處  
あせを、迎へ、あせを、遅し、大早、あ、雲霓を、望む、か、如し、蓋  
衆力を、併せ、敵情を、料し、人、み、取、く、以、く、用と、為と、云、子  
行軍、本義、み、よ、む、る、形、らん、古、河、御、所、乃、勢、微、弱、み、く、  
猶、瑞、泉、基、氏、永、安、氏、瑞、乃、威、を、張、く、永、享、乃、讐、怨、を、復、し、  
諸將を、統領、せんと、庶、幾、せ、ら、る、く、將、強、勇、み、く、士  
卒、怯、弱、み、く、攻、取、か、た、く、必、敗、亡、み、至、る、是、を、陷、と、云、  
孫子、地、不、從、く、其、必、亡、べ、き、を、察、知、く、時、を、待、り、也、  
あ、せ、菴、主、胸、中、み、數、孫、子、あり、く、岡、國、乃、洪、基、を、草、創、以

然、菴、主、没、し、く、二十、年、武、藏、川、越、乃、軍、み、克、く、廿、一、郡  
草、薙、し、又、十、餘、年、上、野、平、井、と、取、く、上、杉、越、後、く、走、り、又  
十、餘、年、下、総、國、府、岱、了、戦、く、二、總、平、均、し、又、世、百、餘、年、の  
間、坂、東、八、列、み、虎、踞、し、く、七、十、四、城、了、龍、盤、を、其、根、本、を  
興、國、一、城、二、百、人、乃、衆、乃、く、誰、り、以、衆、を、得、が、家、よ、く、以、  
衆、を、用、ゆ、み、亦、亦、難、い、か、お

菴主没後二十年武藏川越乃軍み克く廿一郡

先進繡像玉石雜誌續篇卷第又終



嘉永元年秋九月  
栗原孫之丞藏板

